

令和5・6年度 物品購入等競争入札参加資格審査申請の手続きについて

この申請手続は、留寿都村が発注する物品の購入（印刷物を含む。）、物品の賃貸借（複写機、電子計算機又は自動車に限る。）及び各種業務委託（測量及び建設コンサルタント業務を除く。）（以下「物品購入等」という。）の契約に係る競争入札に参加を希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者になりますと「令和5・6年度物品購入等競争入札参加資格者名簿」に登録されます。

なお、資格を有することにより自動的に、又は直ちに発注があるということではありません。

第1 資格要件

1 審査基準日

資格審査の基準日は、令和5年1月1日とします。

2 資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 税（国税・都道府県税・市町村税）を滞納している者でないこと。
- (4) 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (5) 法人の場合は、商業登記簿の目的欄に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。
- (6) 個人の場合は、営業証明書に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること（希望する業種の事業内容が確認できる契約書等でも可。）。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該中小企業組合等が次のいずれかに該当するときは、2「資格要件」のうち、(4)の営業年数に係る要件は適用しません。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

第2 資格審査の申請について

1 申請の受付

(1) 受付期間

令和5年2月1日（水）から令和5年2月28日（火）までとします。

(2) 提出方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送により提出してください。

ただし、村内業者のみ持参可能とします。

ア 郵送の場合（当日消印有効）

宛先 〒048-1731

北海道虻田郡留寿都村字留寿都 175 番地

留寿都村役場 総務課管財厚生係

イ 持参の場合（村内業者のみ）

受付時間 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時30分まで。

受付場所 留寿都村役場 総務課管財厚生係

2 申請の様式

(1) 留寿都村物品購入等競争入札参加資格審査申請書 1部（村様式）

(2) 添付書類 各1部

* 申請様式及び添付書類一覧は、留寿都村役場総務課管財厚生係に請求していただくか、村ホームページからダウンロードしてください。

* 郵送提出で受付済の申請書附票の返送を希望する場合は、返送用封筒（切手貼付済みもの）を同封してください。

第3 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間とします。

第4 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格を失います。

(1) 第1に規定する資格要件に該当しなくなったとき。

(2) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第5 再審査の申請について

次のいずれかに該当するときは、資格の再審査の申請を行うものとします。

- (1) 競争入札参加資格を有する者の営業が相続、合併、譲渡により移転されたとき。
- (2) 競争入札参加資格を有する中小企業組合等が、その構成員を変更したとき。

1 申請の受付

営業が相続、合併、譲渡により移転されたときは、競争入札参加資格変更審査申請書(村様式)を作成し、変更事由によって次の書類を提出してください。

- (1) 相続(個人の場合)
 - ① 相続を証する書面(建設業許可通知書等の写し)
 - ② 相続をした者に係る市町村長が発行する身分証明書
- (2) 合併
 - ① 合併に関する届出書
 - ② 合併を証する書面(合併契約書の写し、公正取引委員会の届出受理書の写し)
 - ③ 合併された会社の解散登記に係る商業登記簿謄本(解散登記が未了の時は合併に係る総会議事録の写し)
 - ④ 評定数値の調整に係る申出書
 - ⑤ 合併により新たに設立された会社に係る新規の場合の申請書類
- (3) 譲渡
 - ① 譲渡を証する書面(営業権譲渡契約書の写し、公正取引委員会の届出受理書の写し)
 - ② 譲渡された会社に係る新規の場合と同様の申請書類

第6 変更届の提出

次のいずれかに該当するときは、資格の変更申請を行うものとします。

- (1) 商号又は名称の変更があったとき。
- (2) 組織に変更があったとき。
- (3) 代表者に変更があったとき。
- (4) 所在地に変更があったとき。
- (5) 電話番号に変更があったとき。
- (6) 取扱業務の許認可及びその他の登記等に関する事項に変更があったとき。
- (7) 支店、営業所に関する事項に変更があったとき。

第7 随時申請について

やむを得ない事情等により申請が受付期間後となる場合は、随時申請を受け付けます。その場合の審査基準日は申請する月の初日とし、資格の有効期間は資格を付与された日から令和7年3月31日までとします。

第8 お問い合わせ先

〒048-1731 北海道虻田郡留寿都村字留寿都 175 番地

留寿都村役場 総務課管財厚生係

電話番号 0136-46-3131

メールアドレス s-soumu@vill.rusutsu.lg.jp